

## 狛江市いじめ防止基本方針

平成 29 年 9 月 1 日  
狛江市教育委員会

## 第1 基本的事項

### 1 基本方針策定の意義

狛江市いじめ防止基本方針は、児童・生徒の心身の安全や安心を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害（人権侵害）する「いじめ」問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定めるものである。

### 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長や人格形成等に重大な影響を及ぼすだけでなく、いじめを受けた児童・生徒の生命をも重大な危険に陥れたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものである。いじめは極めて深刻な人権侵害であり、絶対に許されない、行ってはならない行為である。

## 第2 いじめの防止等に関する狛江市教育委員会の基本的な考え方

いじめは、どの学校においても起こりうるという認識の下、狛江市教育委員会は次の基本施策に取り組む。

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) hyper-QUの活用等による、いじめの早期発見
- (3) 狛江市教育研究所と連携した、いじめへの組織的対応及び教職員の指導力向上
- (4) 家庭、地域、関係諸機関との連携

## 第3 いじめの防止等のための狛江市教育委員会の取組

### 1 学校を支援するための取組

- (1) 学校、児童相談所、法務局又は地方法務局、弁護士、警察、指導主事等の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。また、いじめ問題対策連絡協議会の委員は、必要に応じて、学校いじめ防止委員会に関与する。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会と各学校との円滑な連携の下、いじめ防止基本方針に基づく活動を行う。
- (3) 各学校のいじめの防止等の取組に関して、学校訪問や研修会等を通じて指導・助言を行う。
- ア 教員が子どもと向き合うことのできる相談体制の充実  
各学校の教員が子どもと向き合うことのできる相談体制の整備を図る。
- (ア) スクールカウンセラーを効果的に活用するとともに、市の専門教育相談員との連携を強化し、適切かつ迅速な相談体制を整備する。
- (イ) 心理の専門家の電話相談連絡先を示した資料の配布等により相談窓口の周知に努める。
- イ 子どもの主体的な活動の推進と支援  
狛江市立小・中学校は、学校におけるいじめを防止するため、以下のような児童・生徒の主体的な活動を推進する。また狛江市教育委員会は、学校が行う活動を支援する。
- (ア) 児童・生徒自らのいじめ撲滅運動への積極的な活動を推進する。
- (イ) 各校の児童会・生徒会の交流の場の積極的な活用を推進する。
- ウ ネットいじめへの対策の推進  
インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。
- (ア) 小学生の段階から、情報モラル教育を計画的に推進する。
- (イ) 児童・生徒及び保護者等に対するネットいじめ防止等への啓発活動の徹底を図る。
- (ウ) いじめに関する相談窓口を周知する。
- (4) hyper-QUについて、各種研修会で活用方法等について取り上げ、教員がhyper-QUを効果的に活用できるようにする。

## 2 教員の指導力向上のための取組

いじめの防止等のための、狛江市教育研究所と連携した人材育成や資質能力の向上を図る。

- (1) 教師のいじめを感じる感覚・意識の向上を促すため、研修のあり方を検討し、具現化する。
- (2) 人権教育、特別支援教育に関する研修を悉皆で実施し、教職員の人権意識の高揚や、一人ひとりの児童・生徒にきめ細かく対応できる力の育成を図る。

- (3) 児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる校内環境を整備する。
- (4) 日常の教育活動で生かせる教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。

### 3 関係機関と連携した取組

- (1) 多様な外部人材の活用等による問題解決への支援
  - ア 関係機関と連携した取組を図るため、必要に応じて、学校サポートチーム、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援する。
  - イ 学校教育以外を所管する部署との定期的な情報交換及び情報の共有化を継続して行い、いじめの初期対応・中期的な対応・長期的な展望に立ち、いじめ問題について総合的な検討を進める。
- (2) 学校関係者への啓発
  - 家庭・地域及び関係機関に対して必要な広報活動を進め、いじめを防止することに対する啓発活動の促進を図る。

## 第4 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校は、国の「いじめの防止等のため基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）」、「狛江市いじめ防止基本方針」を参照し、各学校の実情に応じて「いじめ防止基本方針」を定めて公開する。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しを継続的に行う。
- (3) 狛江市教育委員会は、各学校の取組を定期的に進行管理し、必要に応じて指導・助言を行う。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 学校は、法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に実効的に取り組むため、管理者、教職員、市の専門教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者の代表等により構成する「学校いじめ防止委員会」を設置する。また、必要に応じて、学校いじめ防止委員会に、狛江市いじめ問題対策委員会の委員が関与する。
- (2) 学校いじめ防止委員会は、各学校が策定したいじめ防止基本方針が実情に即し、機能しているかを評価し、必要に応じて修正を行い、より実効的な内容へと改善す

る。

- (3) 学校いじめ防止委員会は、いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かの判断を行う。
- (4) 学校いじめ防止委員会は、法第28条に規定する重大事態が発生した際には、同法同条に基づく調査を実施するため、狛江市教育委員会が設置するいじめ問題対策連絡協議会との連携・協力を図る。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- (1) 学校は、いじめを受けた児童・生徒の安全確保や心のケアを第一に支援を行う。
- (2) 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに事実確認を行い、その結果を狛江市教育委員会に報告するとともに、学校いじめ防止委員会を中心に組織的な対応を行う。
- (3) 学校は、いじめを受けた児童・生徒の保護者との情報を共有する。場合によっては保護者会を開催する。
- (4) 学校は、いじめを行った児童・生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行った児童・生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
- (5) 学校は、狛江市教育委員会や関係機関との連携を図り客観的な視点から指導・助言を受ける。
- (6) 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的、計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (7) 全ての教職員がいじめ問題への対応についての共通理解ができるようにするために、年に複数回、いじめ問題に関する校内研修を実施する。

### 4 学校におけるいじめの防止

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童・生徒に理解させることが必要である。生命尊重の精神と人権感覚を育み、いじめの未然防止と指導の充実を図るために、以下のように方策を講じる。

#### (1) いじめの防止に関する基本的な姿勢

ア 教職員が行うこと

- (ア) 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成できるようにする。
- (イ) すべての児童・生徒が「できる」、「分かる」という実感を持てる授業を行う。
- (ウ) 一人ひとりの子どもを大切にする指導の徹底を図る。
- (エ) 授業や行事の中ですべての児童・生徒が活躍できる場面をつくる。

イ 児童・生徒に指導すること

- (ア) 他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童・生徒全員が感じとれる“絆づくり”を進める。
- (イ) 心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、信頼できる集団づくりを進められるようにする。
- (ウ) 規律正しい態度で授業や学校行事、部活動等に主体的に参加・活躍できるようにする。

(2) いじめの未然防止

いじめの未然防止を図るため、以下のように方策を講じる。

- ア 人権教育をより一層推進する。
- イ 教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。
- ウ 道徳科等において「いじめに関する授業」を必ず実施し、いじめの問題を自らこととして捉え、児童・生徒が主体的にいじめについて深く考え、議論し、いじめが絶対に許されないことを自覚できるようにする。
- エ 集団の一員としての自覚と自信を育むことができるよう体験活動の充実を図る。
- オ 学級活動・児童会・生徒会等の特別活動においていじめの防止に資する児童・生徒の主体的な企画及び運営による活動を支援し、その充実を図る。
- カ 教職員の指導力・資質の向上のための校内研修を充実させる。
- キ 保護者・教職員にいじめを防止することの重要性について、より一層理解を促すための啓発活動を行う。

(3) 早期発見、事案対処

いじめの早期発見、事案対処を図るため、以下のように方策を講じる。

- ア いじめの行われる場所やその態様を考慮し、児童・生徒のわずかな変化に気付くため日常の生活状態を観察する力を養う。
- イ 児童・生徒の本音が聞けるような人間関係づくりを進める。
- ウ hyper-QUやいじめに関するアンケート調査、定期的な面談、聞き取り等を基にいじめの早期発見に努める。
- エ 児童・生徒の変化に関する情報について、全ての教職員が円滑に情報を共有し、継続して気になる児童・生徒の見守りができるように、必要に応じてケース会議を開催する。
- オ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒の人間関係に関する悩み等含む）があった場合や学校の教職員がいじめを発見した場合、また相談を受けた場合、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、情報の迅速な共有化を図る。
- カ 子どもが相談しやすく、また教職員が一人で抱え込むことのない教育相談体制を確立し、周知する。

#### (4) ネットいじめへの対応

インターネットを通して行われるいじめの防止に向けた対策を推進する。

ア 児童・生徒に対する情報モラル教育の充実や保護者等への啓発活動を推進する。

イ インターネットを通じて行われるいじめが生じた際には、狛江市教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。

#### (5) 地域や家庭と連携した相談体制

いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を擁護するために、地域や家庭と連携した相談体制を確立する。

ア 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図り、迅速な対応ができるよう、学校いじめ防止委員会を中心とした相談体制を整えておく。

イ 日頃からいじめの防止に向けた学校の取組をホームページや学校便り、道徳授業地区公開講座等で積極的に伝える。

### 5 いじめに対する措置

いじめの解消に係る判断については、以下の内容を基準とする。

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

※ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。（ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ防止委員会の判断により、より長期の目安を設定する。）

#### (2) 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### 6 留意事項

下記に該当する児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童・生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

(2) 海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を

抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童・生徒、保護者等の外国人児童・生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(4) 東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒（以下「被災児童・生徒」という。）については、被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童・生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 第5 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

- 1 学校は、重大事態が発生したときは、狛江市教育委員会を通じて速やかに狛江市長に報告する。
- 2 犬江市教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに学校のいじめ防止委員会等において、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 3 犬江市教育委員会は、学校が調査を行うときは、狛江市いじめ問題対策委員会を開催するなどして、必要な指導・助言又は支援を行う。
- 4 犬江市長は、必要に応じ、狛江市いじめ問題調査委員会を設置し、重大事態についての再調査等を依頼することができる。
- 5 犬江市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を調査の実施前及び実施後に適切に提供する。

## 第6 学校評価

狛江市教育委員会は、各学校のいじめ防止基本方針の内容が適切であり、実効性があるか、定期的にヒアリング等を行い評価する。